

※ 当会ホームページよりプリントアウトしてご使用ください。http://www.rotary-yoneyama.or.jp/

※ 申込受付は、指定校からの提出で当会が定める手続きを経た申込書類のみを受理いたします。

Rotary Yoneyama Memorial Foundation

財団法人ロータリー米山記念奨学会

2012(平成 24)学年度

ロータリー米山記念奨学生募集要項

日本の大学・大学院等在籍者対象

(財)ロータリー米山記念奨学会は

勉学、研究を志して日本に在留している外国人留学生に対し、

日本全国のロータリアンの寄付金を財源として、奨学金を支給し支援する、

事業規模と採用数において民間最大の奨学団体です。

ロータリーとは

地域の人々の生活を改善したいという情熱を社会に役立つ活動に注いでいる、献身的な人々の世界的ネットワークです。異なる職業の人々が地域でロータリー・クラブという会合を持ち、職業を通して社会の発展と国際平和に貢献することを目的に活動している団体です。1905年アメリカ・シカゴで発足し、今では200以上の国と地域に広まり、クラブ数33,974、会員数1,213,448名(2011年2月28日RI公式発表)に成長しています。

日本では1920年に、東京で初めてロータリー・クラブが設立されました。現在、日本ではクラブ数2,300、会員数90,097名(2011年3月末現在)に達しています。

はじめに

1 目的

ロータリー米山記念奨学会（以下「米山奨学会」と表記）は、留学生の優れた学業の達成を支援し、同時にカウンセラーや世話クラブとの交流を通じ、ロータリー精神を学び、国際理解を深め日本と母国との懸け橋となるなど国際親善に尽くす人材を育てることを目的としています。そのために求められる優秀は「①学業」に対する熱意や優秀性、「②異文化理解」、「③コミュニケーション能力」への意欲や能力に優れている点にあります。

ロータリー米山記念奨学生（以下「米山奨学生」と表記）は、ロータリー・クラブを通して日本の文化、習慣などに触れ、社会参加と社会貢献の意識を育て、将来ロータリーの理想とする国際平和の創造と維持に貢献する人となることが期待されます。

- ① 学 業 学問に対する研究の目的・目標を明確にし、研鑽を重ねてその成果をあげる努力をする。
- ② 異文化理解 異なる言語・文化・習慣などを理解する努力をする。
- ③ コミュニケーション能力
人間関係における円滑なコミュニケーションを築き、自己の確立と共に他者を受入れる柔軟な姿勢をもつ。

2 特長

奨学金による支援だけでなく、ロータリー・クラブによる世話クラブとカウンセラー制度があります。米山奨学生は、毎月1回世話クラブの例会(会合)に出席し、カウンセラーやロータリー・クラブ会員（以下「ロータリアン」と表記）との心のふれあいを通して真の国際・文化交流および相互理解を深め、ロータリーの奉仕の心を共に学びます。

3 ロータリー米山記念奨学生の義務

1. 米山奨学生は、世話クラブであるロータリー・クラブの例会(会合)へ毎月1回出席します。
2. 年2回、奨学生レポートを世話クラブ経由で当会に提出します。
3. 例会での卓話（スピーチ）を行い、世話クラブおよびロータリー地区の活動に積極的に参加するなど、ロータリアンとの交流を通して相互理解を深める努力をします。

4 奨学期間終了後も続くネットワーク(学友会活動)

米山奨学生の期間終了後も学友会活動を通して学友(元米山奨学生)同士のネットワークを広げ、ロータリー・クラブあるいはロータリー組織と連携した活動に参加することができます。ロータリー米山記念奨学会学友会(元米山奨学生同窓会)は日本国内に30団体、海外では韓国、台湾、中国の3団体、計33団体あります。

II ローターリー米山記念奨学会の誕生とその歴史

1 9万人のロータリアンが支援

ロータリアン米山記念奨学事業（以下「米山奨学事業」と表記）は、日本最初のロータリアン・クラブの創立に貢献した実業家、米山梅吉氏の功績を記念して発足しました。1952年に東京ロータリアン・クラブで始められたこの事業は、やがて日本の全クラブの共同事業に発展し、1967年、文部省（現在の文部科学省）の許可を得て財団法人ロータリアン米山記念奨学会となりました。ロータリアン米山記念奨学金（以下「米山奨学金」と表記）はすべて、日本のロータリアンからの寄付によって支えられています。

2 奉仕の人「米山梅吉」

米山奨学事業の記念の称号を付した米山梅吉氏（1868-1946）は、幼少にして父と死別し、母の手一つで育てられました。16歳の時、静岡県長泉町から上京し、働きながら勉学に励みました。20歳で米国へ渡り、ベルモント・アカデミー（カリフォルニア州）ウェスレアン大学（オハイオ州）、シラキュース大学（ニューヨーク州）で8年間の苦学の留学生活を送りました。

帰国後、文筆家を志して勝海舟に師事しますが友人の薦めで三井銀行に入社し常務取締役となり、その後、三井信託株式会社を創立し取締役社長に就任しました。信託業法が制定されるといち早く信託会社を設立して、新分野を開拓し、その目的を“社会への貢献”とするなど、今日のフィランソロピー（Philanthropy）*の基盤を作りました。晩年は財団法人三井報恩会の理事長となり、ハンセン病・結核・癌研究の助成など多くの社会事業・医療事業に奉仕しました。

また、子どもの教育のために、はる夫人と共に私財を投じて小学校を創立しました。“何事も人々からしてほしいと望むことは人々にもその通りせよ”これは米山梅吉氏の願いでもありご自身の生涯そのものでした。“他人への思いやりと助け合い”の精神を身をもって行いつつ、そのことについて多くを語らない陰徳の人でした。

3 世界の平和を願って

敗戦後の復興が続く1952年、東京ロータリアン・クラブの会員によって「米山基金設立」の構想が立てられました。そして、世界に“平和日本”の理解を促すことを願って募金が始められました。このようにして、東京ロータリアン・クラブから始まった事業は、その後日本国内全クラブの合同事業として発展しました。

「1カ月に1箱のタバコ代を節約して奨学金に」という合言葉から始まった米山奨学事業は、設立以来、累計で奨学金支給者数1万6千人を超え、国籍別では120カ国となりました。

* Philanthropy: 語源はギリシャ語の「フィラン（愛）」と「アンソロポス（人類）」から由来している。人類愛・博愛などと訳され、今日的には「社会貢献」と訳される。

1 募集と選考の方法

奨学生の募集および申込みは、指定校の奨学金担当者（以下「大学担当者」と表記）を通して行われる。日本のロータリーは34地区で組織・構成され、各地区に「米山奨学生選考委員会（以下「地区選考委員会」と表記）」を設けている。地区選考委員会が、地区とその近隣に所在する大学（学校）を指定し、被推薦者数を提示し、学内選考によって相応しい学生の推薦を募るシステムで募集を行う。指定校は地区選考委員会にて毎年協議され、8月に公表される。指定校にて選抜された被推薦者に対し、地区選考委員会が書類審査・面接選考を実施する。面接は原則として日本語で行われる。なお、連合大学院に属する申込者の場合、直接指導を受けている大学を在籍校とみなす。

2 募集人員

約795名枠（新規：約612名 継続：約183名）

3 対象

2012年4月に、日本の大学・大学院および日本の大学と同等とみなされる高等教育機関*に在籍又は在籍予定の外国人留学生。 *高等専門学校専攻科、専修学校高度専門士課程等

4 応募資格

下記の項目にすべて該当する者とする。

(1) 国籍とビザについて

- ① 日本国籍を有する者は、応募資格はない。
- ② 応募資格を有する者は、日本以外の国籍（「日本国籍を含まない二重国籍」および「無国籍」を含む）を有し、勉学または研究のための在留資格「留学:College Student」で日本に在留している者、または日本の大学等に在学中で法務大臣から「難民:Refugee」の認定を受けて日本に在留している者とする。「留学」「難民」以外の場合は、2012年3月25日までに在留資格を「留学」に変更する予定である旨の「理由書」を添付すること。

※条件付き応募について

応募段階の在留資格が「留学」「難民」以外の場合は、2012年3月25日までに在留資格を変更する予定であることを条件に応募できる。「理由書」を添付すること。

(2) 指定校・大学推薦制度

当会が定める指定校に2012年4月に在籍（進学、編入）し、大学推薦を受けた者。指定校は文部科学省が所管する大学等を対象とする。

(3) 在籍課程・学年

※ 学年は、在籍課程への入学年月から起算し、留年・休学を含めた年数とする。ただし、留年・休学の内容が留学、出産、兵役等の場合はこの年を含めない。このような留年・休学等をしている場合は、大学担当者が所定の「休学・留年理由書」に記入し、申込書に添付してください。

学部課程 2012年4月に学部課程3・4年目（医・歯・獣医学部は5・6年目）、高専専攻科1・2年目、専修学校高度専門士課程3・4年目に在籍する者には、応募資格がある。

大学院修士課程 2012年4月に修士課程1・2年目に在籍する者には、応募資格がある。

大学院博士課程 2012年4月に博士課程2・3年目（医・歯・獣医学系博士課程は3・4年目）に

在籍する者には、応募資格がある。

※ 上記と同等とみなされる課程・学年在籍者に応募資格を与える。

※ 在籍課程の標準修業年限の最終2年間を有資格とする。

(4) 学業・健康

学業優秀の他、異文化理解、コミュニケーション能力に対する姿勢や関心を持ち、心身ともに留学生活に耐えうる健全な者。

(5) 博士の学位

「博士」の学位を既に取得している者に、応募資格はない。

ただし既に取得している博士の学位(名称)と異なる研究をする場合には、応募資格がある。

(6) 年 齢

1967年4月1日以降に生まれた者(45歳未満の者)。

(7) 他の機関からの奨学金との二重受給の禁止

① 当会からの奨学金は、他の機関からの奨学金(以下「他奨学金」と表記)およびこれと同種の個人に与えられる補助金など同時に受けることはできない。ただし、地方自治体による学習奨励金(在住の留学生全員が受給の対象となるもの)、学術上の貢献に対する一時的な褒賞金、および授業料免除(減額)は奨学金とみなさない。

② 当会奨学金と他奨学金に同時に合格した場合には、どちらの奨学金を受給するかを選択する。

③ 当会奨学金と同時に他奨学金を受給した場合には当会の奨学生としての資格が取り消され、他奨学金との重複期間の奨学金を全額返済しなければならない。

(8) 米山奨学金の非重複性

過去に米山奨学金を受給した者には、応募資格はない。

5 奨学金と奨学期間

(1) 奨学金額

奨学金種類	奨学金額
学部課程ロータリー米山記念奨学金	月額10万円
修士課程ロータリー米山記念奨学金	月額14万円
博士課程ロータリー米山記念奨学金	

(2) 奨学金支給期間

採用された際の学年、および在籍課程への入学年月によって奨学期間が異なる。在籍課程へ9、10月に入学している場合は、以下のとおり奨学期間が短縮される(終了年月は、各大学の課程修了年月によって異なる場合がある)。

【4月入学】

2012年4月採用時の課程・学年	支給期間	奨学期間開始	奨学期間終了
学部3、医歯獣医学部5、修士1、博士2、医歯獣医学系博士3年目の場合 (高専専攻科1、専修学校高度専門士課程3年目)	2年間	2012年4月	2014年3月
学部4、医歯獣医学部6、修士2、博士3、医歯獣医学系博士4年目の場合 (高専専攻科2、専修学校高度専門士課程4年目)	1年間		2013年3月

【9・10月入学】

2012年4月採用時の課程・学年	支給期間	奨学期間開始	奨学期間終了
学部3、医歯獣医学部5、修士1、博士2、医歯獣医学系博士3年目の場合 (高専専攻科1、専修学校高度専門士課程3年目)	9月入学:1年5ヶ月	2012年4月	9月入学:2013年8月
	10月入学:1年6ヶ月		10月入学:2013年9月
学部4、医歯獣医学部6、修士2、博士3、医歯獣医学系博士4年目の場合 (高専専攻科2、専修学校高度専門士課程4年目)	9月入学:5ヶ月		9月入学:2012年8月
	10月入学:6ヶ月		10月入学:2012年9月

- * 4月以外の入学の場合、期間が短くなる。
- * 奨学金支給期間は課程修了年月までとする。

6 応募手続について

(1) 応募方法 * 個人による当会への申込書の送付、持参は受付けない。

- 申込用紙は米山奨学会ホームページ(<http://www.rotary-yoneyama.or.jp/>)からダウンロードするか、指定校へ送付した募集要項巻末の申込用紙を使用する。
- 大学担当者は、申込書類等の記載内容を点検・確認し、全員の書類をとりまとめて各人の申込書1枚目に大学担当者印又は署名の上、書留郵便(又は追跡できる送付方法)にて当会へ送付する。
- 「被推薦者一覧表」(所定用紙)をかならず添付する。
- 条件付き応募について

応募時点で、下記について応募資格を満たさない場合は、2012年3月25日を期限に応募資格を満たすことを条件に応募することができる。

- ① 在留資格が「留学」「難民」以外の者は、上記期限までに在留資格を変更する予定であることを条件に応募できる。
- ② 2012年4月に(編)入学する大学からの「(編)入学許可書」の発行を受けていない者は、上記期限までに「(編)入学許可書」を提出予定であることを条件に応募できる。

(2) 必要書類と提出に際しての注意

被推薦者本人が日本語ですべて記入すること。また、大学担当者は各人につき下記の順序で書類を揃えて提出すること。

① 2012(平成24)学年度ロータリー米山記念奨学生申込書(3ページ綴り)

写真は⑩の面接確認用シートと同じものを使用する。6カ月以内に撮影のもの。上半身正面像5cm×3.5cm。裏面に氏名、学校、撮影年月を記入して貼付する。

② ロータリー米山記念奨学金被推薦者承諾書(1ページ)

当会奨学金申込みにあたっての注意事項や、申込者個人情報の取り扱いに関する当会の方針について同意のうえ、署名する。

③ 登録原票記載事項証明書(被推薦者本人を証明するもの)

2011年4月以降に居住地の市区町村役所で発行され、下記事項が記載されたもの。コピー不可。

- 在留期間: 在留期限が2011年10月1日以降であること。
- 国籍: 日本国籍以外(「4. 応募資格の(1)国籍とビザ」を満たすこと)
- 在留資格: 留学(難民の認定を受けているものは「難民認定書」を添付)

「留学」以外の場合は、2012年3月25日までに在留資格を「留学」に変更す

る予定である旨の「理由書」を添付すること。

④ 在学証明書（編入学・高専専攻科・修士課程進学者は下記【注意事項】参照）

2011年4月以降発行で下記事項が記載されたもの。記載されていない場合は大学担当者が手書きで記入し、担当印を押す。コピー不可。

- a. 2012年4月に在籍する課程への入学年月（編入学の場合は編入学と記入）
- b. 研究科・学部名称／学科・専攻名称
- c. 在籍課程：学部、修士、博士課程かを明記

注意事項

2012年4月に編入学予定、高専専攻科進学予定、修士課程進学予定の者は、上記「在学証明書」の提出を不要とし、下記AあるいはBのいずれかを提出する。

A. 学部3年または4年に編入学予定者は、編入学許可書の写し。

B. 高専専攻科または修士1年進学予定者は、各々の合格通知書の写し。

*申込みの時点で入手不可能な場合は「理由書」を提出し、入手次第書留で当会あてに送付すること。（提出の最終期限2012年3月25日。ただし、高専専攻科1年または修士1年合格者に関しては事情により期限を考慮する場合がある。）

*2012年4月に進学する指定校の編入学部・学科、高専専攻科あるいは修士課程・研究科・専攻に不合格になった者は、大学担当者を通して当会へ連絡すること。この時点で応募資格を失う。

⑤ 母国における最終校の成績表（コピー可、事情により入手困難な場合は、所定の未提出理由書により提出不要とする）

※日本語でない場合は、可能な限り大学で訳を付ける。

※来日前の学校が母国の学校でない場合は、その学校の成績表を提出する。

⑥ 日本における前年度の成績表、あるいは最近の成績表（コピー可）

⑦ 指導教員の推薦状

必ず、指導教員の認印を押す。入学者、編入学者は、入学・編入学先の教員でなく、現在の指導教員による推薦状を提出する。ワードなどで作成の場合は、A4用紙に所定用紙と同じ項目を記載すること。

※日本語でない場合は訳をつけてください。※外国人教員で印を使用しない場合は署名のみで可。

⑧ 研究計画書（当会所定用紙使用）

800字以内。日本語で黒インクまたは黒のボールペンを使用し、被推薦者本人が記入すること。所定の原稿用紙を使用すること。所定用紙以外の提出は認めない。

学部生：「現在の学習・履修状況と卒業後の進路」について記入する。

大学院生：「大学院での研究予定または現在までの研究状況」について記入する。

⑨ 小論文（当会所定用紙使用）

800字以内。日本語で黒インクまたは黒のボールペンを使用し、被推薦者本人が記入すること。所定の原稿用紙を使用すること。所定用紙以外の提出は認めない。

テーマ：「なぜ、留学先に日本を選んだのか。日本留学を終えたあとの、あなたの将来計画は」

⑩ 面接確認用シート

写真は①の申込書と同じものを使用する。6カ月以内に撮影のもの。上半身正面像5cm×3.5cm。裏面に氏名、学校、撮影年月を記入して貼付する。

⑩ 未提出理由書（申込書添付の所定用紙使用）

上記①から⑩の書類で提出不可能な場合、その理由を添えて提出する。

必要書類以外(指導教員以外の推薦状や研究資料など)は、受理しない。送付された場合は、審査の対象としない。住所に移動があった場合には、新住所を2012年4月に在籍(進学)する大学担当者を通してすみやかに当会へ通知すること。

(3) 申込書類受付期間

2011年10月1日～同10月15日(当日消印有効)

被推薦者は、2012年4月に在籍(進学、編入)する大学担当者へ各大学の定める学内募集期間内に申込書類を提出する。指定校は、米山奨学会への提出期限(2011年10月15日当日消印有効)に遅延のないよう被推薦者の申込書類をそろえる。

* 連合大学院に属する学生の場合は、直接指導を受けている大学を在籍校とみなす。

* 締切り以後は、理由書に記載のない書類の追加または変更を認めない。

(4) 申込書類送付先

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル 3F
財団法人 ロータリー米山記念奨学会 TEL:03-3434-8681

7 選考試験

1. 選考試験通知 選考試験通知(無資格者には無資格通知)は、2011年11月下旬～12月下旬までに、推薦を依頼したロータリー地区選考委員会から大学担当者に書面で送付され、大学担当者から被推薦者各々に配布される。複数の地区から推薦依頼があった大学には、地区ごとに通知される。
2. 選考試験対象者 無資格者(当会の応募資格に該当しない者)を除く被推薦者全員に選考試験を実施する。
3. 選考試験日程 **2011年12月初旬～翌年1月末日**の間に実施する。
地区によって実施日が異なるので選考試験通知を参照すること。
4. 選考試験内容 面接試験。面接は原則として日本語で行われる。
ただし、地区によって同時期に筆記試験を実施する場合がある。
詳細は選考試験通知にて案内する。
5. 受験場所 推薦を依頼したロータリー地区で選考試験が実施される。
* 連合大学院に属する学生の場合、直接指導を受けている大学を在籍校とみなす。

8 選考結果発表

選考結果は、1月中旬～2月初旬頃に、選考委員会から被推薦者が2012年4月に在籍(進学)する大学担当者あてに送付される。複数の地区から推薦依頼があった大学には、地区ごとに通知が送付される。大学担当者は、合格者に合格通知を配付する。

結果発表後、合格者は、3月上旬頃までにWEB上で奨学金受給回答と連絡先などの登録を行う。Web上の登録方法は、合格通知と共に案内する。

* 合否に関する問い合わせには、一切答えない。

(財) ロータリー米山記念奨学会
Tel (03) 3434-8681 Fax (03) 3578-8281

採用後に関するQ&A

Q1. 合格後にすることはありますか？

- A. ロータリー米山奨学金合格者は、合格通知と一緒に送付する案内の通り、3月上旬頃までにWEB上で奨学金受給回答と連絡先などの登録を行ってください。

Q2. 合格通知をもらったらロータリー米山奨学生になれるのですか？

- A. 米山奨学生になるためのオリエンテーションが4月中旬以降に各ロータリー地区で開催されます。開催通知は開催の1週間前までに、合格者一人一人にロータリー地区から送付されます。このオリエンテーションにて、米山奨学生の心得や基本的な約束事項の説明を受け、「確約書」に署名をしていただくと正式な米山奨学生となれます。

Q3. いつから奨学金を受け取ることができるのですか？

- A. 上記オリエンテーションに参加して確約書に署名したあとに支給されます。
【4、5月分の奨学金】:地区によって下記のいずれかの方法で支給されます
①オリエンテーションの席上で支給
②オリエンテーション終了後、後日、世話クラブで支給
③オリエンテーションで4月分、後日、世話クラブにて5月分支給

Q4. 奨学金はどのようにして受け取るのですか？

- A. 月に1回、世話クラブの例会に出席した際に、クラブ会長あるいはカウンセラーから当月の奨学金が支給されます。銀行振込による支給はしません。

Q5. 「世話クラブ」「カウンセラー制度」とは何ですか？

- A. 奨学生には、奨学金の支援だけでなく、日本文化のより深い理解と交流を目的とした「世話クラブ」「カウンセラー制度」があります。日本に2,000以上あるロータリークラブのうち1つのクラブがあなたの「世話クラブ」となり、そのクラブの会員の中から1人があなたの「カウンセラー」となります。カウンセラーは個人的ケアにあたるあなたのアドバイザーです。ロータリークラブでは毎週1回“例会”(会合)が開催されています。奨学生は世話クラブの例会に月に一度出席し、カウンセラーをはじめとするロータリー会員と積極的に交流して国際交流・相互理解を深めるとともに、ロータリーの奉仕の心を学びます。

Q6. 米山奨学生として義務づけられていることはありますか？

- A. ①奨学生は、世話クラブであるロータリークラブの例会(会合)へ毎月1回出席します。
②年2回奨学生レポートを世話クラブ経由で当会に提出します。
③例会での卓話(スピーチ)を行い、世話クラブおよびロータリー地区の活動に積極的に参加するなど、ロータリークラブ会員との交流を通して相互理解を深める努力をします。

※上記の義務に正当な理由無く違反した場合は、原則として奨学金の支給を打ち切ります。

- ④奨学期間終了後もロータリークラブとの絆を大切にして、親善、交流に努めます。

Q7. 奨学金が打ち切られることはありますか？

- A. 合格後、あるいは米山奨学生採用後、以下に該当する場合および米山奨学生としてふさわしくない行為があった場合は、その月をもって奨学金の支給を打ち切ります。

- ①当会が定める「帰国・外国旅行に関する規程」に反したとき
- ②当会が定める「休学に関する規程」に反したとき
- ③停学または退学処分を受けたとき
- ④学業成績不良により留年したとき
- ⑤在籍大学および在籍課程・専攻などを変更したとき
- ⑥他の機関から奨学金およびこれと同種の個人に与えられる補助金を受けたとき
- ⑦米山奨学生としてふさわしくない行為があったとき

口-タリ-地区一覽

都道府県	区分	口-タリ-地区
北海道	北海道東部 旭川市 釧路市 帯広市 北見市 網走市 稚内市 紋別市 士別市 名寄市 根室市 富良野市 上川郡 空知郡(中富良野町、南富良野町、上富良野町) 中川郡 宗谷郡 枝幸郡 天塩郡 網走郡 斜里郡 常呂郡 紋別郡 河東郡 河西郡 広尾郡 足寄郡 十勝郡 釧路郡 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡 野付郡 標津郡 目梨郡 礼文郡 利尻郡	2500
	北海道西部 函館市 伊達市 室蘭市 苫小牧市 千歳市 北広島市 札幌市 江別市 砂川市 小樽市 岩見沢市 滝川市 赤 平市 芦別市 美唄市 深川市 留萌市 登別市 石狩市 北斗市 苫前郡 雨竜郡 留萌郡 空知郡(2500地区以 外の町) 夕張郡 石狩郡 岩内郡 虻田郡 磯谷郡 余市郡 幌泉郡 樺皮郡 日高郡 浦河郡 茅部郡 亀田郡 山越郡 桧山郡 松前郡 白老郡 上磯郡 恵庭市 三笠市 夕張市 増毛郡 樺戸郡 古平郡 積丹郡 古宇郡 勇払郡 新冠郡 寿都郡 島牧郡 瀬棚郡 二世郡 雨志郡 奥尻郡 有珠郡 新冠郡 沙流 郡 久遠郡	2510
青森県		2830
岩手県/宮城県		2520
秋田県		2540
山形県		2800
福島県		2530
茨城県		2820
栃木県		2550
群馬県		2840
埼玉県	埼玉県西北部 川越市 熊谷市 行田市 秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 狭山市 羽生市 深 谷市 入間市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見市 ふじみ野市 坂戸市 鶴ヶ島市 日高市 入間郡 比企郡 秩父郡 児玉郡 大里郡 北埼玉郡(騎西町) 鴻巣市(旧吹上町・旧川里町)	2570
	埼玉県南東部 さいたま市 上尾市 桶川市 北本市 鴻巣市(旧吹上町・旧川里町以外) 春日部市 幸手市 久喜市 越谷 市 蓮田市 草加市 八潮市 吉川市 三郷市 川口市 鳩ヶ谷市 戸田市 蕨市 南埼玉郡 北埼玉郡(騎西町 以外) 北葛飾郡 北足立郡伊奈町	2770
千葉県		2790
東京都	東京都東北部および沖縄県 江戸川区 葛飾区 足立区 墨田区 江東区 荒川区 台東区 千代田区 文京区 北区 板橋区 豊 島区 新宿区 中野区 練馬区 武蔵野市 西東京市 東久留米市 清瀬市 小平市 東村山市 東大 和市 武蔵村山市 福生市 羽村市 あきる野市 青梅市 西多摩郡	2580
	東京都西南部 中央区 港区 品川区 大田区 渋谷区 杉並区 世田谷区 目黒区 八王子市 日野市 町田市 立 川市 国分寺市 小金井市 三鷹市 昭島市 国立市 府中市 調布市 多摩市 狛江市 稲城市	2750
神奈川県	横浜市 川崎市	2590
	横浜市 川崎市以外	2780
新潟県		2560
富山県/石川県		2610
長野県		2600
山梨県/静岡県		2620
愛知県		2760
岐阜県/三重県		2630
福井県/滋賀県/京都府/奈良県		2650
大阪府	大阪市 池田市 茨木市 柏原市 交野市 門真市 四條畷市 吹田市 摂津市 大東市 高槻市 豊 中市 寝屋川市 東大阪市 枚方市 箕面市 守口市 八尾市 豊能郡 三島郡島本町	2660
	和泉市 泉大津市 泉佐野市 大阪狭山市 貝塚市 河内長野市 岸和田市 堺市 泉南市 高石市 富田林市 羽曳野市 阪南市 藤井寺市 松原市 泉南郡 泉北郡 南河内郡	2640
和歌山県		
兵庫県		2680
鳥取県/島根県/岡山県		2690
広島県/山口県		2710
徳島県/香川県/愛媛県/高知県		2670
佐賀県/長崎県		2740
福岡県/長崎県壱岐・対馬/佐賀県鳥栖市・上峰町以外の三養基郡		2700
大分県/熊本県		2720
宮崎県/鹿児島県		2730